

国債整理基金による買入消却のための入札予定について

平成 19 年 3 月 27 日

財 務 省

平成 19 年 4 月～6 月における買入消却のための入札予定額等は下記のとおりです。

記

入札月	入札対象国債		
	右記以外の利付国債	15 年変動利付国債	10 年物価連動国債
平成 19 年 4 月	900 億円程度	600 億円程度	-
平成 19 年 5 月	1,100 億円程度	-	400 億円程度
平成 19 年 6 月	900 億円程度	600 億円程度	-

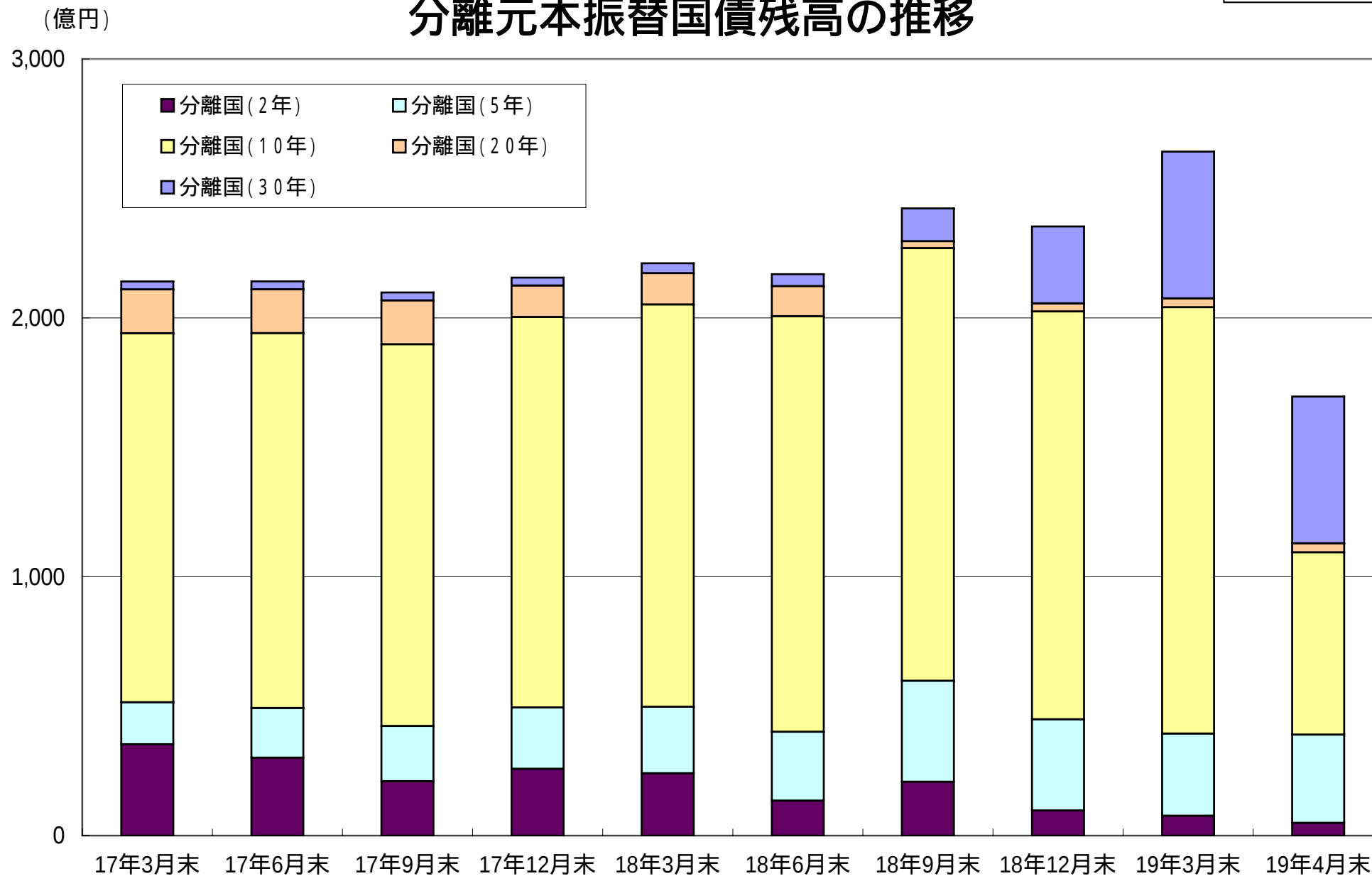
(注)ただし、財務大臣が適当と認める場合には、各申込みの一部又は全部を買い入れないこととすることがある。



[ホームページ](#) > [国債等に関する情報](#) > [国債整理基金による買入消却に係る国債の買入れのための入札](#)

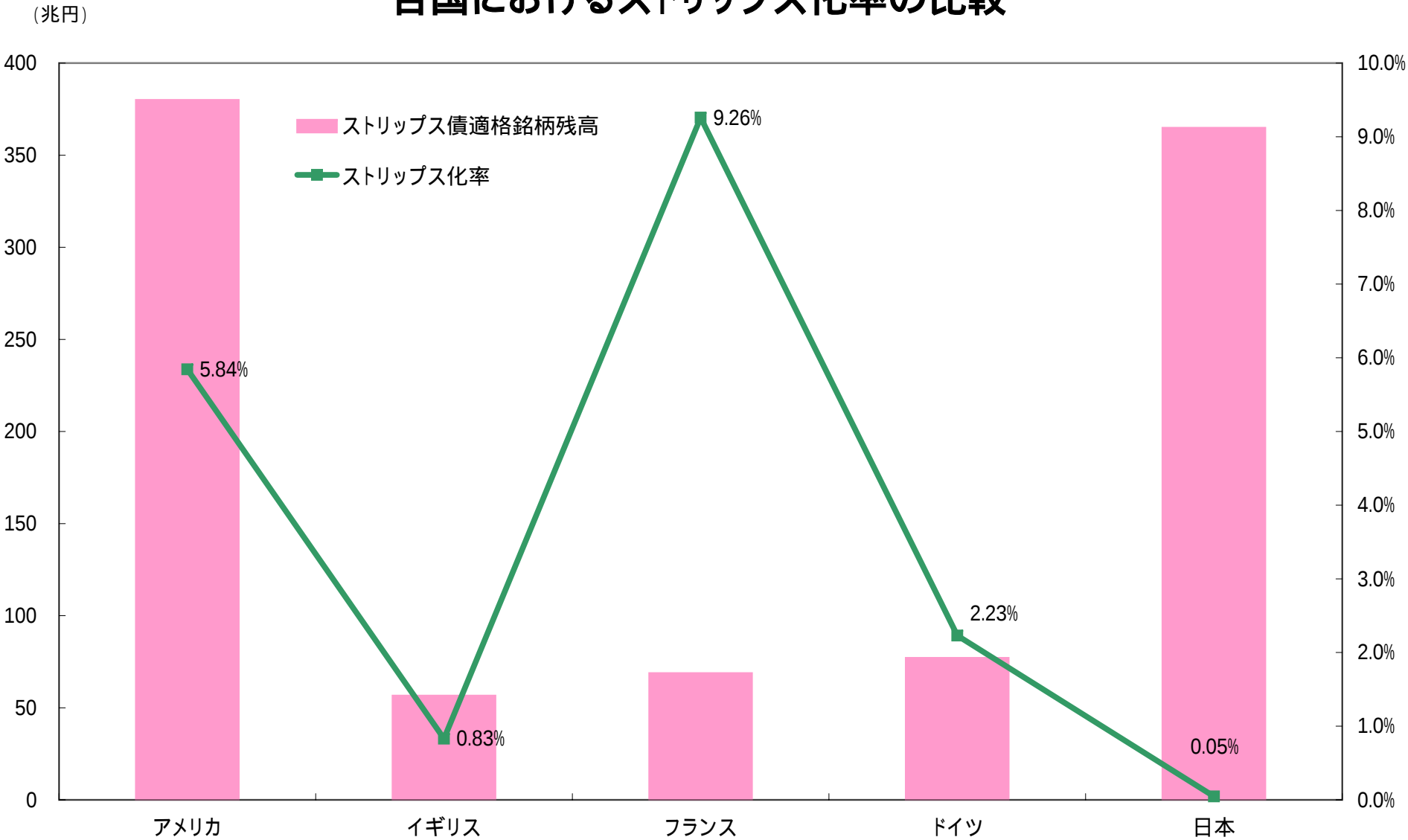
> 国債整理基金による買入消却のための入札予定について

分離元本振替国債残高の推移



(注)「分離元本振替国債」とは、元利分離が行われている分離適格振替国債の元本部分であった振替国債である。

各国におけるストリップス化率の比較



(注1) アメリカ財務省HP、イギリス債務管理庁HP、フランス国債庁HP及びドイツ中央銀行HPより
(注2) 各国のデータについては、支出官レートにより円換算 (1 \$ =111円、1 £ =199円、1 € =136円)
(注3) 各データについては、アメリカ2007年4月末、イギリス2007年3月末、フランス2007年3月末、ドイツ2007年4月末、日本2007年4月末現在